

揮発性有機化合物排出抑制専門委員会の検討状況

揮発性有機化合物排出抑制専門委員会開催の経過

第 1 回専門委員会（平成24年 6 月 7 日）

- ・ 素案作成に向けた方向性
- ・ 第 2 回専門委員会における検討のための必要な情報

第 2 回専門委員会（平成24年 8 月29日）

- ・ 揮発性有機化合物排出インベントリの修正
- ・ 揮発性有機化合物排出抑制専門委員会報告骨子

中央環境審議会大気環境部会（平成24年 9 月19日）

- ・ 揮発性有機化合物排出抑制対策の在り方について
検討状況の経過報告
- ・ 石綿飛散防止対策の更なる強化について検討状況
の経過報告
- ・ その他報告事項
揮発性有機化合物排出インベントリの修正

第 3 回専門委員会（平成24年10月11日予定）

- ・ 揮発性有機化合物排出抑制専門委員会報告書案

中央環境審議会大気環境部会（平成24年12月予定）

- ・ 揮発性有機化合物排出抑制専門委員会報告

揮発性有機化合物排出抑制専門委員会報告骨子

- 1．検討の経緯
- 2．平成22年度 揮発性有機化合物（VOC）対策のあり方検討業務報告書
- 3．揮発性有機化合物（VOC）排出抑制制度の在り方
- 4．他法令等による規制との整合性
- 5．事業者の負担軽減
 - (1) 自主検査回数の削減等
 - (2) 揮発性有機化合物から除く物質の追加
 - (3) 緊急時の措置
- 6．揮発性有機化合物（VOC）排出状況等のフォローアップ
- 7．対策効果のフォローアップ
- 8．新たな専門委員会の立ち上げ
- 9．今後の課題
 - (1) 光化学オキシダント対策の更なる推進
 - (2) 国際的な取組

1 . 検討の経緯

【骨子案】

浮遊粒子状物質（以下、「SPM」という。）や光化学オキシダントに係る大気汚染の課題を踏まえ、大気汚染防止法、同法施行令・施行規則を改正。固定発生源からの揮発性有機化合物（以下、「VOC」という。）排出規制、自主的取組の促進などの施策を推進。

平成22年度末におけるVOC排出量は目標を上回る4割以上の削減。

大気中の非メタン炭化水素やVOCの各成分濃度（固定発生源からの排出量の多い19物質）等の前駆体物質濃度の減少も見られる。

従来より進められてきたNOx排出規制に加え、VOC排出抑制制度等による前駆物質の排出削減対策が進められたことにより、高濃度域の光化学オキシダントが改善している可能性が示唆されるとの見解あり。

光化学オキシダントの注意報レベル以上の出現率についても、関東地方では、年々変動が大きく、明確な傾向は見られないが、東海地方及び近畿地方で近年減少傾向とされている。

SPMは、自動車排出ガス規制の強化などにより当初見込んでいた環境基準達成率約93%を上回る状況。VOC排出抑制制度等による前駆体物質濃度の減少により、定性的にVOC削減の効果も示唆。

ベストミックスによるVOC排出抑制対策が推進され、目標を上回る排出量削減に寄与。VOC排出量の削減による光化学オキシダント濃度及びSPM濃度に対する一定の効果が示唆。関係業界及び関係行政機関の尽力の賜。

平成24年4月、環境大臣より中央環境審議会に対して「今後の揮発性有機化合物（VOC）の排出抑制対策の在り方について」諮問。揮発性有機化合物排出抑制専門委員会において審議。

当該専門委員会において、報告書のとおり結論を得た。

2 . 平成22年度 揮発性有機化合物（VOC）対策のあり方検討業務報告書

【骨子案】

（平成22年度 揮発性有機化合物（VOC）対策のあり方検討業務報告書抜粋）

法規制と自主的取組を組み合わせたVOC排出抑制制度は、そのまま継続。

その際、事業者の負担軽減に留意。

新たな削減目標は設定せず、現在のVOC排出抑制制度は継続。

VOC排出状況については引き続きフォローアップ。

3 . V O C 排出抑制制度の在り方

【骨子案】

平成 2 2 年度における V O C の排出インベントリは目標としていた平成 1 2 年度比 3 割程度削減を達成。

V O C 排出抑制による光化学オキシダントの対策効果の発現を示唆する傾向が確認されたとの見解あり。S P M についても定性的には濃度低減効果が示唆。

現状では、規制強化の必要性は見当たらない。

V O C 排出抑制制度の廃止は、大気環境の悪化を招くおそれあり。

法規制と自主的取組を組み合わせた V O C 排出抑制制度は、そのまま継続。

V O C 排出抑制制度は、揮発性有機化合物 (V O C) の排出抑制のあり方について (意見具申) (平成 1 6 年 2 月) 5 . V O C の排出抑制制度を参照。

4 . 他法令等による規制との整合性

【骨子案】

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 (P R T R 法) に基づく物質管理や大気汚染防止法に基づく指定物質の排出等規制は、V O C 排出規制と目的と内容が異なる。

従って、他法令等に定める物質と重複する V O C の規制対象物質を除外することは適当でないと考えられる。

しかしながら、事業者の負担軽減については、5 . と併せて引き続き検討する必要がある。

なお、今後、光化学オキシダント又は浮遊粒子状物質の生成能が高く、全体に占める排出量の割合が高い物質から選択的に排出削減を進めることが望ましい。

5 . 事業者の負担軽減

【骨子案】

大気汚染防止法の一部を改正する法律 附則 (平成 1 6 年 5 月 2 6 日) 第 2 条に法律施行後 5 年見直し検討規定。

これまでの、事業者の取組み状況を踏まえ、より効率的な体系作りを推進。

(1) 法定検査回数の削減等

【骨子案】

「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行について (通知) 」 (環管大発第 050617001 号、平成 1 7 年 6 月 1 7 日) において、「規制以上の取組が継続的に行

われている事業者が存在していることが明らかになった場合には、測定頻度の軽減等の事業者の負担軽減について検討することとしている」と記載。

大気汚染防止法には、VOC排出施設ごとに排出基準の遵守義務が規定されているため、VOCの濃度測定は必須であるが、最も濃度負荷のかかる時に年1回以上測定すれば足りると考えられる。

一定要件に該当する貯蔵タンク等は、計算により算定することも可としており、他の施設についても、確からしい計算が可能であれば、計算によりVOC濃度を算定することができることとするのが妥当。

(2) 揮発性有機化合物から除く物質の追加

【骨子案】

揮発性有機化合物から除く物質の追加については、現在、新たな知見はない。

検討会等において情報を収集し、新たな知見が得られた場合には、適宜、揮発性有機化合物から除く物質の追加について検討する必要がある。

(3) 緊急時の措置

【骨子案】

越境汚染の寄与が小さい夏季において、関東地方を中心に注意報の発令事例が散見。

光化学オキシダント調査検討会報告書(平成24年3月)には、「従来より進められてきた窒素酸化物排出規制に加え、VOC排出抑制制度等の前駆物質の排出削減対策が進められたことにより高濃度域の光化学オキシダントが改善している可能性が示唆される」とまとめられている。

現時点では、VOC排出抑制による定量的な光化学オキシダント濃度への効果が把握されていない。

そのため、引き続き現状の措置を行うとともに、よりの確な緊急時の措置の在り方を検証していくことが必要。

6. VOC排出状況等のフォローアップ

【骨子案】

今後も引き続き、「VOC総排出量の把握」及び「一般環境におけるVOCを構成する各成分の濃度の測定」が必要。

事業者の負担軽減にも配慮し、従前の調査より内容を軽減した形で実施可能か検討することが望ましい。

一般環境におけるVOC成分濃度の測定においては、「光化学オキシダント濃度の高くなる時期」「光化学オキシダント及びSPMへの寄与が大きい物質を優先」する等、目的に応じた測定を実施するべき。

7. 対策効果のフォローアップ

【骨子案】

今後も光化学オキシダントあるいは浮遊粒子状物質に対する揮発性有機化合物の排出抑制の効果について定期的にフォローアップしていく必要がある。

8. 新たな専門委員会の設置

【骨子案】

VOC排出抑制制度等の前駆物質の排出削減対策が進められたことにより、高濃度域の光化学オキシダントが改善している可能性が示唆されている。一方で、光化学オキシダントの環境基準達成率は0%（平成22年度）と依然として著しく低い。大陸からの越境移流や植物起源VOCの把握が十分でないなどの新たな課題も明らかになってきている。

近年、微小粒子状物質（PM_{2.5}）の健康影響が明らかになり、環境基準が設定された。VOCが前駆物質の一つとなっている微小粒子状物質（PM_{2.5}）については、多くの地点で環境基準が達成されていないと推測される。二次粒子の生成機構などの現象解明も未だ十分でなく課題が多い。

VOCの排出状況、排出抑制効果等について、新たな情報・知見の収集を図るとともに、事業者の負担軽減についても引き続き検討を行って行くことが必要。

そのため、本委員会を発展解消し、VOC、光化学オキシダント及びPM_{2.5}も取り扱う専門委員会を新たに立ち上げ、これらの課題に対応するとともに、今後必要な対策の検討など、総合的な議論を行うことが適当。

9. 今後の課題

(1) 光化学オキシダント対策の更なる推進

【骨子案】

今後、平成24年3月に取りまとめられた「光化学オキシダント調査検討会報告書」に基づき、光化学オキシダントに関する現象解明を行い、十分に解明された上で、対策の検討や環境改善効果を適切に示す指標の検討に繋げていく必要がある。

(2) 国際的な取組

【骨子案】

今後、「日中韓光化学オキシダント科学研究ワークショップ」の開催を始め、より一層積極的に国際的な取組を推進していくことが重要である。

平成24年度 揮発性有機化合物排出抑制専門委員会 開催の経過

第1回専門委員会（平成24年6月7日）

- ・ 素案作成に向けた方向性
- ・ 第2回専門委員会における検討のための必要な情報

第2回専門委員会（平成24年8月29日）

- ・ 揮発性有機化合物排出インベントリの修正
- ・ 揮発性有機化合物排出抑制専門委員会報告骨子

中央環境審議会大気環境部会（平成24年9月19日）

- ・ 揮発性有機化合物排出抑制対策の在り方について
検討状況の中間報告
- ・ 石綿飛散防止対策の更なる強化について検討状況
の中間報告
- ・ その他報告事項
揮発性有機化合物排出インベントリの修正

第3回専門委員会（平成24年10月11日（予定））

- ・ 揮発性有機化合物排出抑制専門委員会報告書案

中央環境審議会大気環境部会（平成24年12月予定）

- ・ 揮発性有機化合物排出抑制専門委員会報告